

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員制度の導入に伴い、退職手当の支給対象に係る規定を整備する。  
(第2条)
- (2) 退職手当の算定に係る勤続期間の計算において、他の自治体等の職員から引き続いて区の職員となった者のうち規則で定めるものの在職期間については、その在職期間を通算しないこととする。(第11条)
- (3) フルタイム会計年度任用職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算方法について定める。(第11条)
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正により成年被後見人等の欠格条項が削除されたことに伴い、規定を整備する。(第16条)

### 2 新旧対照表

職員の退職手当に関する条例(昭和34年7月文京区条例第31号)

改正後(案)	現行
第一条 (略)	第一条 (略)
(支給対象)	(支給対象)
第二条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時勤務する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で次に掲げる者とする。	第二条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時勤務する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で次の各号に掲げる者とする。
一 (略)	一 (略)
二 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号)第三条に定める給料を支給される職員	二 <u>職員の給与に関する条例第二十二条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定める者</u>
三 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号)第三条に定める給料を支給される職員	三 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号)第三条に定める給料を支給される職員

2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の職員とみなす。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第三条から第十条まで (略)

(勤続期間の計算)

第十一条 (略)

2から4まで (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。)から引き続いて職員となつた者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が、都職員等となり引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職

2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもので区長が定める者は、前項の職員とみなす。

第三条から第十条まで (略)

(勤続期間の計算)

第十一条 (略)

2から4まで (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(以下「都職員等」という。)から引き続いて職員となつた者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が、都職員等となり引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた

員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月文京区条例第 号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第三項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

7 前各項の規定により計算した在職期間に一年未満の端月数がある場合には、六月以上の端月数はこれを一年とし、六月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第六条又は第七条の規定による退職手当の基本額を計算する場合については、これを一年とする。

8 前項の規定は、第七条第二項の規定による退職手当の基本額又は第十三条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合においてその者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

6 前各項の規定により計算した在職期間に一年未満の端月数がある場合には、六月以上の端月数はこれを一年とし、六月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第六条又は第七条の規定による退職手当の基本額を計算する場合については、これを一年とする。

7 前項の規定は、第七条第二項の規定による退職手当の基本額又は第十三条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、第一項から第六項までの規定によつて計算した在職期間に一月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

第十一条の二から第十五条まで (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十六条 (略)

一 (略)

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

第十七条から第二十四条まで (略)

付 則

1 から 9 まで (略)

10 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する

8 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、第一項から第五項までの規定によつて計算した在職期間に一月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

第十一条の二から第十五条まで (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十六条 (略)

一 (略)

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

第十七条から第二十四条まで (略)

付 則

1 から 9 まで (略)

10 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第二十二条第二項に

厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項第二号の改正規定は令和元年十二月十四日から、付則第十項の改正規定は公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第二項及び第十一条第五項の規定は、令和二年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。